

○狩猟者登録に係る狩猟税額一覧

ア 第一種銃猟 (1号税率)	16,500円
ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない方のうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する方（農業、水産業又は林業に従事している方を除く。）以外の方	
	(2号税率) 11,000円
【申立書及び課税証明書を納付書に添付して提出すること。】	
イ 網猟及びわな猟 (3号税率)	8,200円
ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない方のうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する方（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の方	
	(4号税率) 5,500円
【申立書及び課税証明書を納付書に添付して提出すること。】	
ウ 第二種銃猟 (5号税率)	5,500円